

仕 様 書

1 業務名

せとうち地域周遊ルート等の認知度向上に向けたデジタルマーケティング事業

2 実施時期

契約締結の日～令和6年3月15日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、瀬戸内地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

そこで、機構がターゲット市場としている米・英・仏・独・豪市場（以下、ターゲット市場とする。）において、自社オウンドメディア「せとうちコンテンツプラットフォーム（<https://www.setouchi.travel/en/> 以下、「PF」という。）」による情報発信力を強化し、瀬戸内エリアやせとうち地域周遊ルート等の認知度向上、旅行喚起を図っていく。

そのためには、PFへの検索流入増加をにらんだSEO対策（検索エンジン最適化）やSNS（FacebookおよびInstagram）投稿、メールマガジン配信といったオウンドメディア間の強みを活かして相互流入を促進し、瀬戸内エリアやせとうち地域周遊ルート等の情報発信を推進していく。

※ターゲット市場における機構のメインターゲットはExperienced Traveller層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者。以下、ET層）及びSpecial Interest Traveller層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者。以下、SIT層）等の高付加価値旅行者層を想定している。

※せとうち地域周遊ルートとは欧米豪の高付加価値旅行者層のニーズを踏まえ、せとうちを大きく4つのゾーンに分けてモデルプランを設定し、機構が作成した23ルートのことを指す。（別紙1のうち「基幹ルート」参照 なお、「内容」「宿」「食」「周辺の観光コンテンツ」については、参考情報とすること。）。

4 業務内容

上記の目的を踏まえ、以下の(1)～(5)の業務を遂行すること。後述する活動指標(アウトプット)及び成果指標(アウトカム)に示す数値の達成に向け、機構の承認の上、業務を実施すること。

※活動指標(アウトプット)及び成果指標(アウトカム)に関しては、業務ごとにより具体的な目標を分けて企画運営、提案すること。また、機構が実施する他事業と連動を意識して、事業を推進すること。

(1) 新規記事作成

①英語記事の作成

機構のターゲット市場を対象に、PFに掲載する記事を作成し、加えて機構SNSでも発信することを目的として、市場の特性を踏まえた上、新規に英語記事を12本以上作成すること。なお、作成にあたっての注意点は次のとおりとする。

KPIの設定と効果測定

ア 記事作成におけるKPIの設定と効果測定を実施すること。KPI達成に向けた効果的な提案を行うこと。また、その結果についても計測を適切な回数分実施し、機構へ報告すること。

記事の内容

イ 記事の内容について、当該市場の特性を踏まえた上で、機構のターゲット層のニーズやインサイトに沿った提案をし、瀬戸内への来訪意欲を高める内容とすること。ただし、内容に関しては、瀬戸内域内で撮影した写真と記事により構成されるものとする。

ウ せとうち地域周遊ルート等を意識し、瀬戸内域内の各県が、全新規記事のうち各県1回以上は掲載されるよう作成すること。

エ 記事を作成するための取材先を提案すること。なお、最終的な取材先は機構と協議のうえ決定する。

オ 記事の作成にあたっては、当該市場において実績(メディアでのライター経験、瀬戸内エリアへの取材経験等)があり、かつ影響力のある瀬戸内をはじめ、日本在住の当該市場等出身のライターを起用し、ターゲットのニーズやインサイトに沿った内容とすること。

カ 新規に作成する記事については、原則として取材を基に作成すること。

キ 記事を作成する際にはSEOの観点を取り入れ、記事中に使用するキーワード等にも留意し、良好な検索順位・表示につながると期待できる内容にすること。

ク 記事に使用する写真は、当該市場及び機構のターゲットに訴求する、瀬

- 戸内エリアやせとうち地域周遊ルート等の魅力をリアルに伝えることのできるものを提案すること。
- ケ 作成する記事の文章量は、PFに掲載されている記事と同程度以上のボリュームとすること。
(作成イメージ：<https://www.setouchi.travel/en/trip-ideas/15304/>)
- コ 現在のPFに掲載されている記事や情報も参考とし、そのうえで今後のPFへのPV数増加、SNSのリーチ数増加につながる記事テーマを提案すること。
(例) Sustainable、Regenerative、Adventure、Wellness、などのターゲット市場において興味関心が高いツーリズムテーマ等
- サ 観光地、観光関連施設等へのアポイントメント、掲載許諾等は、全て受託事業者の責任において行うこと。
- シ 記事の校正については、引用元や参照元を明示し、日本語訳をつけて機構側へ提出すること。なお、校正内容に関しては原則、受託事業者の責任とする。
- ス 記事作成にあたって必要となる交通費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- セ 本業務で作成した記事や写真をSNS発信すると共に、機構が指定するCMS (Contentful) でPFへ格納すること。

②フランス語記事の作成

ターゲット市場を対象に、PFの記事を作成し発信することを目的として、効果的に情報を訴求させるために、当該市場の特性を踏まえて、既述した4-(1)-①において新規に作成された英語記事を、フランス語圏出身者がフランス語に翻訳した記事を12本以上作成すること。なお、作成にあたっての注意点は既述した4-(1)-①と同様とする。

③ドイツ語記事の作成

ターゲット市場を対象に、PFの記事を作成し発信することを目的として、効果的に情報を訴求させるために、当該市場の特性を踏まえて、既述した4-(1)-①において新規に作成された英語記事を、ドイツ語圏出身者がドイツ語に翻訳した記事を12本以上作成すること。なお、作成にあたっての注意点は既述した4-(1)-①と同様とする。

(2) SNSの運用

(1) 既述した4-(1)-①で作成した英語記事や、その他瀬戸内域内に関する情報発信手段として、機構が所有する公式SNSアカウント（FacebookおよびInstagram）を運用し、SNSごとにそれぞれ90回以上（計180回以上）投稿すること。なお、運用にあたっての注意点は次のとおりとする。

- ① 運用する機構の公式SNS
Facebook （ <https://www.facebook.com/SetouchiDMO/> ）
Instagram （ <https://www.instagram.com/setouchi.trip/> ）
- ② 投稿におけるKPIの設定と効果測定を実施すること。KPIは、総リーチ数、エンゲージメント率、上記①の公式SNSアカウントのフォロワー増加数等を設定し、達成に向けた提案を行うこと。また、その結果についても計測を適宜回数分実施し、機構へ報告すること。
- ③ 瀬戸内域内の各県が、それぞれのSNS全投稿のうち各県25回以上は掲載されるよう作成すること。
- ④ SNSへの投稿内容については、受託事業者と機構の事前協議により事前に決定する。
- ⑤ 投稿内容については、当該市場の特性を踏まえた上で、機構のターゲットのニーズやインサイトに沿った提案をし、瀬戸内への来訪意欲を高める内容を提案すること。なお、瀬戸内域内の7県で撮影された写真と英語の文章により構成されるものとする。
- ⑥ 公式SNSに投稿する英語の文章作成にあたっては、当該市場において影響力があり、当該市場等出身の実績（メディアでのライター経験、瀬戸内エリアへの取材経験等）のあるライターを起用し、ターゲットのニーズやインサイトに沿った内容とすること。
- ⑦ SNSに掲載する写真は、当該市場の特性を踏まえ、機構のターゲットに訴求する、瀬戸内エリアやせとうち地域周遊ルート等の魅力をリアルに伝えることのできるものを提案すること。
- ⑧ SNSごとの特徴に留意し、それぞれに効果的な方法で投稿を行うこと。
- ⑨ 瀬戸内域内の魅力発信だけでなく、機構の公式SNSのフォロワー数が増加するような投稿となるように努めること。
- ⑩ SNSの運用においては、User Generated Contents (UGC) を活用すること。その他、JNTO、瀬戸内域内の各県と連携する等、瀬戸内域内の情報を効果的に発信する手法を提案すること。
- ⑪ SNSにおけるコメント、ダイレクトメッセージ対応についても、ユーザー

に対し適切に対応すること。

- ⑫ 本業務により公式SNSへ投稿した内容への反応等について、月1回以上定期的に報告すること。

(3) メールマガジンの配信

①メールマガジン配信システムの構築・設定業務

機構のターゲット層及び潜在層に向けてメールマガジンを配信し、瀬戸内ファンに絞った効果的・継続的な情報発信を行っていくため、機構においてメールマガジン配信システムの構築・設定を行うこと。なお、構築・設定にあたっての注意点は次のとおりとする。

- ア 機構の上記目的達成のためにPF内に最適なシステムを提案すること。なお、配信システムは提案をもとに機構と事前協議のうえ決定する。
※契約の名義は機構とするが、配信システム会社との契約に係る費用は当初の契約金額に含むものとする。
- イ 上記アによりメールマガジン配信システムを決定後、メールマガジンが配信できるよう必要な諸設定を行うこと。
- ウ PCだけでなく、タブレット・スマートフォン等にも対応可能なメールマガジンの登録ページ（ランディングページ）をPF内に設けること。なお、本メールマガジンの登録・登録情報の修正・配信解除等について、希望する読者自身がオンライン上で各々作業が行えるような機能を設けることとし、英語の文章で作成すること。また、登録ページの修正等はオンライン上でできる機能を持たせること。
- エ 登録者等からの問い合わせに対応する窓口を設置すること。
- オ 個人情報を含むことからSSLの機能を有するものとし、欧州のGDPR、米豪のそれに準じた基準に対応し、情報漏洩防止に努めたものとする。
- カ 本業務により獲得した購読者の属性（居住地、性別、年齢等）や、メールの開封率やクリック率等の効果測定に係る情報を把握できるようにし、定期的に報告すること。

②メールマガジンの配信業務

上記にて、構築したメールマガジン配信システムを用いメールマガジンを配信すること。なお、配信にあたっての注意点は次のとおりとする。

- ア 配信回数は18本以上とすること。
- イ 英語の文章で作成すること。なお、文章作成にあたっては、当該市場において影響力があり、当該市場等出身の実績（メディアでのライター経験、瀬戸内エリアへの取材経験等）のあるライターを起用し、ターゲッ

- トのニーズやインサイトに沿った内容とすること。
- ウ メール内容については、瀬戸内エリアやせとうち地域周遊ルート等の魅力を発信するものとし、PFやSNSアカウントへ遷移させる構成に努めること。（読者にメール内容の詳細情報を知りたいと思わせ、その詳細情報を確認するためにPFやSNSのリンクをクリックするイメージ）
- エ 全メールマガジンにおいて各県2本以上掲載されるよう配信すること。
- オ メール内容は、受託事業者と機構の事前協議により決定する。
- カ ①にて設けた登録ページをもって、購読者を幅広く募集すること。
- キ メールマガジン配信業務のKPIは購読者数300人とし、KPI達成に向けた効果的な提案をすること。
- ク メールマガジン配信後、購読者数、配信に対する分析及び評価を定期的に報告すること。

(4) PFの広告配信業務

PFの流入促進を図るための広告配信を行うこと。なお、配信業務にあたっての注意点は次のとおりとする。

- ① Web広告やSNS広告等を活用し、PFの英・仏・独語ページへの流入促進を図る、効果的な広告配信を提案すること。具体の広告配信手法については機構と協議のうえ決定する。
- ② 広告表示回数は80万回以上を達成すること。
- ③ 広告配信の対象は、機構のターゲット層等とする。
- ④ 広告配信後、広告クリック率など広告効果を計測した報告書を提出すること。

(5) 上記(1)～(4)における共通事項

上記(1)～(4)の業務を遂行する上で、以下のことを実施すること。

- (ア) 実施内容や資料作成、提供に関しては、提案書の内容に問わず事前に機構と協議し承諾を得ること。
- (イ) 瀬戸内エリア観光に関する最新情報を現地語に翻訳して提供すること。
- (ウ) 「せとうち地域周遊ルート等の認知度向上に向けた自社プラットフォーム運用事業」等機構が今年度実施する事業と連携すること。
- (エ) 本業務で作成された成果物（画像、文章等を含む）および成果物の権利は機構に帰属するものとする。また、成果物の作成の際は肖像権等に留意し、必要な場合は肖像権等に関する許諾を事前に書面で得ておくこと。
- (オ) 本業務で作成された成果物（画像、文章等を含む）および成果物の権利は機構に帰属するものとする。成果物は、原則として、機構がインターネ

ット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権や肖像権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。本手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

また、事業終了後もしくは事業途中において、機構から成果物の提供があった場合、速やかにデータ等で提出すること。

5 注意事項

(1) 動作確認

- ① 成果物については、業務完了前にスマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ② 動作確認等に必要な機器は受託事業者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ③ スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。
- ④ PCの利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、ブラウザについては一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux等）、最新のブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとする。

(2) サポート体制の整備

契約期間中において、WEBコンテンツの運用を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(3) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

6 成果物、活動指標（アウトプット）成果指標（アウトカム）に関して

<成果物>

- ・ターゲットを意識したトレンドに沿った地域ならではの取材記事、動画等
- ・SNS投稿
- ・メールマガジン配信

※英・仏・独の3言語想定

<活動指標（アウトプット）>

- ① 新規記事作成：36本以上
- ② SNSでの情報発信（FacebookおよびInstagram）：投稿数180回以上
- ③ 広告表示回数：80万回以上
- ④ メールマガジン配信本数：18本以上

<成果指標（アウトカム）>

- ① SNS:700,000リーチ以上
- ② メールマガジン新規購読者数：300人以上

※なお、PFのPV数に関して、別途公募の「せとうち地域周遊ルート等の認知度向上に向けた自社プラットフォーム運用事業」と連動しアウトカムを達成すること。

※令和6年3月までの実績が0等、目標を大きく下回った場合は、令和6年度において追跡調査ができるようにすること。

7. 成果物に関する権利の帰属

本業務においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物（UGCを除く）に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託事業者は将来にわたり行使しないこと。また、受託事業者は本作品の作成に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。
- (4) 上記（1）～（3）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託事業者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8. 概算予算額

15,962,100円（税込）

9. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。

※なお、支払時期は令和6年4月下旬を見込んでいる。

10. 報告書の提出

(1) 提出物

事業実施報告書1部

(2) 提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

(3) 提出期限

令和6年2月29日（木）

(4) 報告書の作成にあたっての留意点

また、事業実施報告書について、提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

ア 事前に機構職員の承認を受けること。

イ 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。

ウ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

11. その他

(1) 機構と十分協議しながら業務を進めること。

(2) 業務の実施にあたっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。

(3) 本仕様書に定めのない特別の事情が生じた場合は、機構へ報告し、その指示を受けること。

(4) 本事業の履行に際して知り得た個人情報又は委託業務の内容について第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) この事業は、観光庁「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱等を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。なお、本事業における基本業務内容の4-(1)にかかる業務については「訪日外国人旅行者周遊促進事業実施要領」の「当該地域の魅力の情報発信・プロモーションのために必要な事業に関する経費」の「ハ プロモーション資材作成」における「プロモーション画像・動画の

作成経費」とし、それ以外の内容は、「WEB・SNSを活用した広告経費」として実施する。

参考：観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>